

会計年度任用職員採用試験申込書

写 真

- ・正面上半身
- ・脱帽・無背景
- ・3カ月以内に撮影したもの

縦4cm×横3cm

| | | | |
|------|-------------|----|--|
| ふりがな | | | |
| 氏 名 | | | |
| 生年月日 | 昭和・平成 年 月 日 | 性別 | |
| 現住所 | 〒 — | | |
| | 自宅電話 | ☎ | |
| | 携帯電話 | ☎ | |

〔学 歴〕 義務教育は、記入不要です。

| 在学期間 | 学校名 | 学部及び学科 | 専攻内容等 |
|--------------|-----|--------|-------|
| 年 月 入学 編入学 | | | |
| 年 月 卒 卒見込 中退 | | | |
| 年 月 入学 編入学 | | | |
| 年 月 卒 卒見込 中退 | | | |
| 年 月 入学 編入学 | | | |
| 年 月 卒 卒見込 中退 | | | |

〔職 歴〕 就職経験者（就職中を含む。）のみ記入してください。

| 在職期間 | 勤務先及び業種 | 職務内容 | 区分 |
|--------|---------|------|-----|
| 年 月 就職 | 名 称 | | 正規 |
| 年 月 退職 | 業 種 | | 非正規 |
| 年 月 就職 | 名 称 | | 正規 |
| 年 月 退職 | 業 種 | | 非正規 |
| 年 月 就職 | 名 称 | | 正規 |
| 年 月 退職 | 業 種 | | 非正規 |

〔免許・資格・特技の内容〕 ※ 採用試験に必要な資格は、ここに記入してください。

| | | | | |
|------------------|--|----------|-----|------------|
| 職務に関連する資格 | | 平成 令和 | 年 月 | 取得 取得見込 |
| | | 平成 令和 | 年 月 | 取得 取得見込 |
| その他の資格 外国語検定等 | | 平成 令和 | 年 月 | 取得 取得見込 |
| | | 平成 令和 | 年 月 | 取得 取得見込 |

〔刑罰・処罰履歴〕 下記参考欄をご参照ください。

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の趣旨を鑑みて次の質問をいたします。同法第2条7項に規定する「特定性犯罪」に掲げる罪に処されたことがありますか。
- はい いいえ
- 地方公務員法第16条（欠格条項）のいずれかに該当しますか。
- はい いいえ

私は、会計年度任用職員採用試験を受験したいので申し込みます。なお、私は、会計年度任用職員採用試験における受験資格をすべて満たしており（満たす予定であり）、かつ、申込書に記載した事項は、すべて真実であるとともに正確であることを誓います。

令和 年 月 日 署 名

〔参考〕

○学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律第2条7項

この法律において「特定性犯罪」とは、次に掲げる罪をいう。

- 一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十六条、第七十七条、第七十九条から第八十二条まで、第二百四十一条第一項若しくは第三項又は第二百四十三条（同項の罪に係る部分に限る。）の罪
- 二 盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四条の罪（刑法第二百四十一条第一項の罪を犯す行為に係るものに限る。）
- 三 児童福祉法第六十条第一項の罪
- 四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第四条から第八条までの罪
- 五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪
- 六 都道府県の条例で定める罪であつて、次のイからニまでに掲げる行為のいずれかを罰するものとして政令で定めるもの
 - イ みだりに人の身体の一部に接触する行為
 - ロ 正当な理由がなくて、人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体をのぞき見し、若しくは写真機その他の機器（以下このロにおいて「写真機等」という。）を用いて撮影し、又は当該下着若しくは身体を撮影する目的で写真機等を差し向け、若しくは設置する行為
 - ハ みだりに卑わいな言動をする行為（イ又はロに掲げるものを除く。）
 - ニ 児童と性交し、又は児童に対しわいせつな行為をする行為

○地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者